



To : All STUDENTS AND AGENCIES
From : The Management
Re : **フィリピン入国管理局の規定改定 SSP I CARD の支払いについて**
Date : June 19, 2024

先日、フィリピン入国管理局(BI)は全語学学校に対し留学期間に関わらず、SPECIAL STUDY PERMIT (SSP)と共に外国人登録証明書 (I CARD) カードが厳格に課されるとの通知を出しました (IMMIGRATION MEMORANDUM CIRCULAR NO.SBM-2015-007 に記載)。

※これらの I CARD は、VISA 延長のための ACR-I CARD (59 日以上滞在に必要な外国人登録証明カード)とは異なりますのでご注意ください。

SSP I CARD の目的は、フィリピン国内への出入国の増加や、国境を越えた犯罪者や犯罪歴のある外国人の国内出入国の危険性増大に配慮し、留學生の登録、本人確認、モニタリングを効率的かつ安全に行うことで、**フィリピン入国管理局では、全ての留學生に対し、モニタリングの目的で、留学開始 1 週間目に SSP I CARD の手続きを施行しました。2024 年 5 月 17 日以降にフィリピンに入国した学生は、このフィリピン入国管理局の規定改定の影響を受けるため、SSP I CARD の支払いを行わなければ、SSP および VISA 延長の手続きを完了することが出来ません。**フィリピン国内のドル為替レートとフィリピン入国管理局からの手数料により、**SSP I CARD、ACR-I CARD の費用は Php 3,500.00** となっています。

これに伴い、**2024 年 5 月 17 日以降に CPILS に到着した学生は、2024 年 6 月 26 日(水)までに支払い窓口①にて SSP I CARD の上記金額で支払う必要があります。**新入生の SSP I CARD、ACR-I CARD の費用は、現地費用と合わせて請求されます。急なフィリピン入国管理局の規定変更となり、心よりお詫び申し上げますが、CPILS の管轄外であることをご理解くださいますようお願い申し上げます。皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。